

船舶インシデント調査報告書

令和3年7月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和2年11月6日 15時50分ごろ
発生場所	愛知県名古屋港 名古屋港東航路第8灯標から真方位165°360m付近 （概位 北緯34°59.4′ 東経136°49.5′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{モトラ} MOTRAは、航行中、燃料を使い切って主機の運転ができなくなり運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年11月20日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート MOTRA、5トン未満（長さ4.46m）
船舶番号、船舶所有者等	240-14925愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、航行中、燃料が欠乏して主機が停止した。 船長は、118番通報し、本船は、来援した海上保安庁の監視取締艇にえい航された。 船長は、操舵室の燃料計が故障していたので、燃料タンクのキャップを開け、同タンクの中を覗き込み、燃料の軽油が半分程度あると思い、30分程度の航行が可能と判断して出航した。
分析	本船は、燃料計が故障していた中、船長が、出航する際、燃料タンクのキャップを開け、同タンクの中を覗き込んで燃料が半分程度あると思い、30分程度の航行が可能と判断して航行したことから、搭載していた燃料を使い切って主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船の燃料計が故障していた中、船長が、出航する際、燃料タンクのキャップを開け、同タンクの中を覗き込んで燃料が半分程度あると思い、航行が可能と判断して航行したため、搭載していた燃料を使い切って主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 操船者は、出航時に燃料タンク及び燃料消費量を正確に把握し、

燃料消費量に見合った航海計画を立てること。

- ・ 燃料は、出航前に満タンにしておくことが望ましい。
- ・ 燃料が適切に表示されるよう燃料計の整備をすること。